

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

喜茂別町

《避難情報の発令判断・伝達マニュアル更新履歴》

- ・令和 6年（2024年）12月策定
- ・令和 8年（2026年） 6月改訂

<目 次>

【共通編】

1	マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	マニュアルの対象とする災害・・・・・・・・	3
3	避難情報の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	避難行動（安全確保行動）の考え方・・・・・	4
5	避難情報発令の基本的考え方・・・・・・・・	7
6	避難情報の解除等の基本的考え方・・・・・	8
7	避難情報の発令単位・・・・・・・・・・・・・	8
8	指定避難所の開設・・・・・・・・・・・・・	12
9	避難情報の判断に関する関係機関の助言・・	13
10	避難情報の伝達方法・・・・・・・・・・・・・	14
11	避難行動要支援者等の避難・・・・・・・・	16
12	不測事態対処・・・・・・・・・・・・・	16

【洪水編】

1	避難情報の発令対象とする洪水等・・・・・・・・	17
2	避難情報の発令対象区域・・・・・・・・・・	17
3	避難情報の発令を判断するための情報・・・・・	18
4	避難情報の発令・解除基準・・・・・・・・・・	23
5	避難情報の発令により居住者等がとるべき行動・・	27
6	避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・	29

【土砂災害編】

1	避難情報の発令対象とする土砂災害・・・・・・・・	32
2	避難情報の発令対象区域・・・・・・・・・・	33
3	具体的な区域設定の考え方・・・・・・・・・・	33
4	避難情報の発令を判断するための情報・・・・・	34
5	避難情報の発令・解除基準・・・・・・・・・・	38
6	避難情報の発令により居住者等がとるべき行動・・	41
7	避難情報の伝達文・・・・・・・・・・・・・	43

【共通編】

1 マニュアルの目的

町は、管内で災害が発生するおそれがある場合、あるいは、発生した場合において、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を使い分けて発令し、災害時には居住者・施設管理者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

本マニュアルは、災害から居住者等の生命等を守るために必要な避難情報の発令判断基準、伝達方法等をあらかじめ定め、避難を要する災害が発生した場合に適切な避難情報の発令を行うことで、迅速かつ円滑な避難行動を実現し、災害による人的被害の軽減に資することを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の災害に関する情報体制の整備状況や避難行動等の検証によって躊躇することなく、適時適切に見直すものとする。

2 マニュアルの対象とする災害

本マニュアルは、自然災害のうち、「洪水等（河川氾濫及び内水氾濫[浸水深が局所的に深くなり命を脅かすおそれのある場合、又は地下空間が浸水する場合に限る。]）」及び「土砂災害」の2種類とする。

3 避難情報の種類

避難情報の種類及び養護の意味は次のとおりである。

種 類	用語の意味（根拠条項）
高齢者等避難	市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告することができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。 （災害対策基本法第56条第2項）
避難指示	市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 （災害対策基本法第60条第1項）

種 類	用語の意味（根拠条項）
緊急安全確保	市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。 （災害対策基本法第60条第3項）

4 避難行動（安全確保行動）の考え方

- (1) 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であり、避難情報の対象とする避難行動については、次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

【立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保】	
立退き避難	ハザードマップ等に掲載されている土砂災害警戒区域等や、その区域について指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（河川沿い、局所的な低地等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象となる災害に対し安全な場所に移動すること。 【行動例】 ①指定緊急避難場所 ②指定避難所 ③安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

屋内安全確保	災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深等）が明らかになっていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層段階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり、浸水のおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。 ①自宅・施設等が高い河川に面していないこと。 ②自宅・施設等に浸水しない居室があること。 ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等、電気、ガス、水道等）を許容できること。 【行動例】 ①自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることがある。） ②自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる。（退避）
緊急安全確保	「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで退避をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 【行動例】 ①洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高い堅牢な建物等に緊急的に移動する。 ②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で退避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

【参考：指定緊急避難場所と指定避難所】

○指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

○指定避難所： 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

(2) 避難情報と避難行動

避難情報では指定緊急避難場所などへの立退き避難を指示し、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、あわせて屋内安全確保も指示する。

居住者・施設管理者等においては、命を守るという観点から、IP告知端末、JC-Smart、町ホームページによる防災情報、ハザードマップ等を基に、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるに当たっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておくよう努めるものとする。

①災害種別ごとに、どの場所にどのように脅威があるのか、あらかじめ認識しておくこと。

②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを認識しておくこと。

③どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを認識しておくこと。

(3) 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかり認識するとともに、自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害にあわないという思い込み（正常化バイアス）に陥ることなく、居住者・施設管理者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが原則である。

なお、避難情報の発令により居住者等がとるべき行動は【洪水編】、【土砂災害編】にそれぞれ記載する。

5 避難情報発令の基本的考え方

(1) 避難情報発令の判断基準の設定

町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、必要と認める居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。この際、屋外が危険な場合には屋内安全確保が望ましい等、とるべき避難行動を発令時にあわせて伝達する。

ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象区域の個々の居住者等が、どのような避難行動が必要かあらかじめ理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて徹底する必要がある。

避難情報の発令基準の設定に当たっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。

(2) 避難情報発令の徹底

避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しないいわゆる「空振り」の事態をおそれず、判断基準に基づき避難情報を発令する。

また、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応するものとする。

(3) 町長不在等の場合における避難情報の発令に関する委任順位

災害対策基本法において、市町村長は、居住者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が発生するおそれがある場合等、特に必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報を発令する権限が付与されている。

避難情報の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。

第1位	第2位	第3位
副町長 (職務代理:総務課長)	まちづくり振興課長	その場の最高責任者 (被災せず登庁した総務課長以外の課長等)

6 避難情報の解除等の基本的考え方

町は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、I P告知端末、J C－Smart、町ホームページ及び広報車等により、速やかにその旨を周知する。また、災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。解除する場合には、居住者に対し、どの情報が継続して出ていて、どの情報が解除されたのか、あるいは全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達する。なお、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域（土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域など）においては、レベル5 特別警報緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、レベル4 危険警報避難指示を発令する。

(1) 河川

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水が下がった場合を基本として解除するものとする。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報（レベル4 土砂災害危険警報）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めるなど、慎重に解除の判断を行う。

7 避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう、自主防災組織（各町内会・各地区会）等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた避難情報の発令区域を適切に判断する。

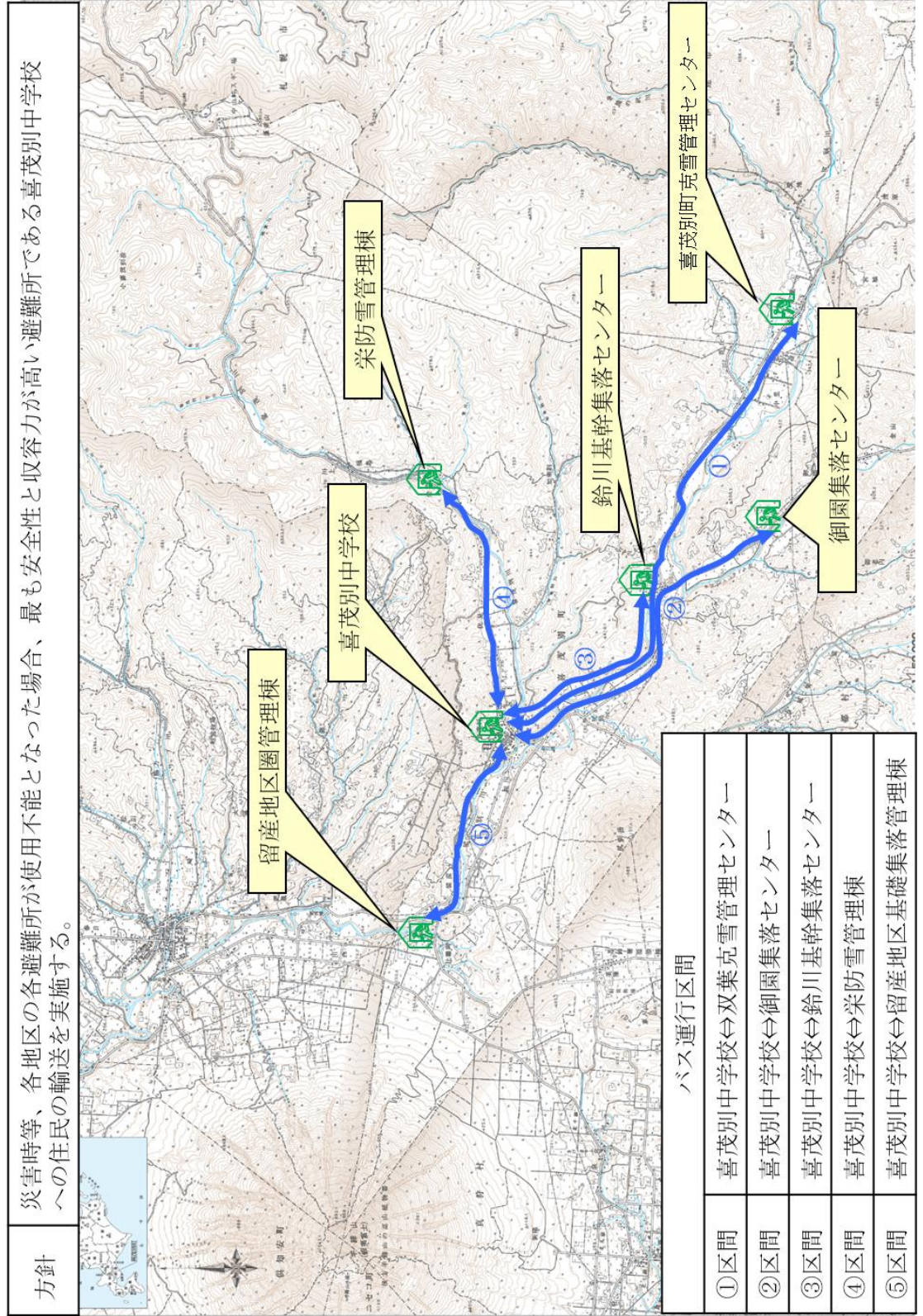
なお、居住者等は、避難情報が発令され、避難する際には、各町内・各地区において指定された、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所及び指定避難所を避難先の基準とする。

(1) 各町内・各地区住民の指定緊急避難場所と指定避難所(洪水・土砂災害)(基準)

避難対象 町内・地区	指定緊急避難場所 [所在地]		指定避難所 [所在地]	
	洪水	土砂災害	洪水	土砂災害
幸町第一	喜茂別小学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別小学校 [字喜茂別]	
幸町第二				
末広町	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
旭町	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
本町	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
大町第一	大町ちびっこ広場 [字喜茂別]		きもべつ笑み～な [字喜茂別]	
大町第二	大町ちびっこ広場 [字喜茂別]		きもべつ笑み～な [字喜茂別]	
緑町	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
相川	喜茂別小学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別小学校 [字喜茂別]	
留産	旧羊蹄小学校グラウンド [字比羅岡]		留産地区管理棟 [字比羅岡]	
比羅岡	旧羊蹄小学校グラウンド [字比羅岡]		留産地区管理棟 [字比羅岡]	
伏見	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
知来別	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
栄	喜茂別中学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別中学校 [字喜茂別]	
上壮	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		喜茂別町克雪管理センター [字双葉]	
双葉	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		喜茂別町克雪管理センター [字双葉]	

避難対象 町内・地区	指定緊急避難場所 [所在地]		指定避難所 [所在地]	
	洪水	土砂災害	洪水	土砂災害
中里	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		喜茂別町克雪管理センター [字双葉]	
福里	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		旧鈴川小学校（体育館） [字鈴川]	
金山	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		御園集落センター [字御園]	
共栄	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		御園集落センター [字御園]	
御園	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		御園集落センター [字御園]	
鈴川	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		旧鈴川小学校（体育館） [字鈴川]	
上尻別	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		旧鈴川小学校（体育館） [字鈴川]	
福丘	旧鈴川小学校グラウンド [字鈴川]		旧鈴川小学校（体育館） [字鈴川]	
尻別	喜茂別小学校グラウンド [字喜茂別]		喜茂別小学校 [字喜茂別]	

- (2) 町は、令和6年9月6日に、管内の民間事業所と災害時等における事業用自動車の利用に関する協定を締結した。本協定は、災害時に事業用自動車により避難者を避難所へ安全かつ迅速に避難させることと一時的な避難場所として事業用自動車を利用するためである。（喜茂別町地域防災計画抜粋）



8 指定避難所の開設

避難指示の発令時点において指定避難所の開設が完了していない事態をできるだけ避けるため、高齢者等避難の発令段階で、必要となる指定避難所を順次開設し始め、避難指示発令までに開設し終えるよう努める。

また、開設している指定避難所がどこかが具体的に分かる情報を、各町内会・各地区会や居住者等に速やかに伝えるものとする。

なお、「避難情報の発令」により公共施設、学校等を指定避難所とした場合で、役場職員が被災等により、役場職員の指定避難所への配置体制等ができない場合は、避難対象となる各町内会長・各地区会長、施設管理人、学校関係者と連携し、次の措置をとるものとする。

行政が行うこと	①各町内会・各地区会へ開設する指定避難所を連絡する。 ・各町内会長・各地区会長へ電話か I P 告知端末で連絡する。 ・住民周知は、I P 告知端末、J C－S m a r t、町ホームページ、広報車等で周知する。 ②被災した役場職員の出勤が可能となった場合は、多くの避難者がいる指定避難所に配置する。
各町内会・各地区会等に依頼すること	①指定避難所の開設をお願いする。 ・役場から各町内会長・各地区会長等へ、電話か I P 告知端末で連絡する。 ②各町内会長・各地区会長へ避難行動要支援者（避難援助が必要な人）の避難誘導を依頼する。 ・役場から「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難場所までの立退き避難の誘導を依頼する。（ただし、誘導が困難な状況にある場合や立退き避難によってかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内安全確保のための助言を依頼する。）

（注）たとえ指定緊急避難場所が未開発であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、避難情報が発令されると、行政による伝達に加え、マスメディアやインターネット・アプリ等からも、居住者・施設管理者等に避難行動を呼びかける注意喚起がなされることにより、「立退き避難」や「屋内安全確保」といった緊急的な避難行動がとられ、少しでも危険性の低い場所に身を置くことが期待されるため、災害が切迫した状態であれば、避難情報を発令するものとする。

9 避難情報の判断に関する関係機関の助言

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難情報発令の判断基準の設定及び避難情報の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求める。

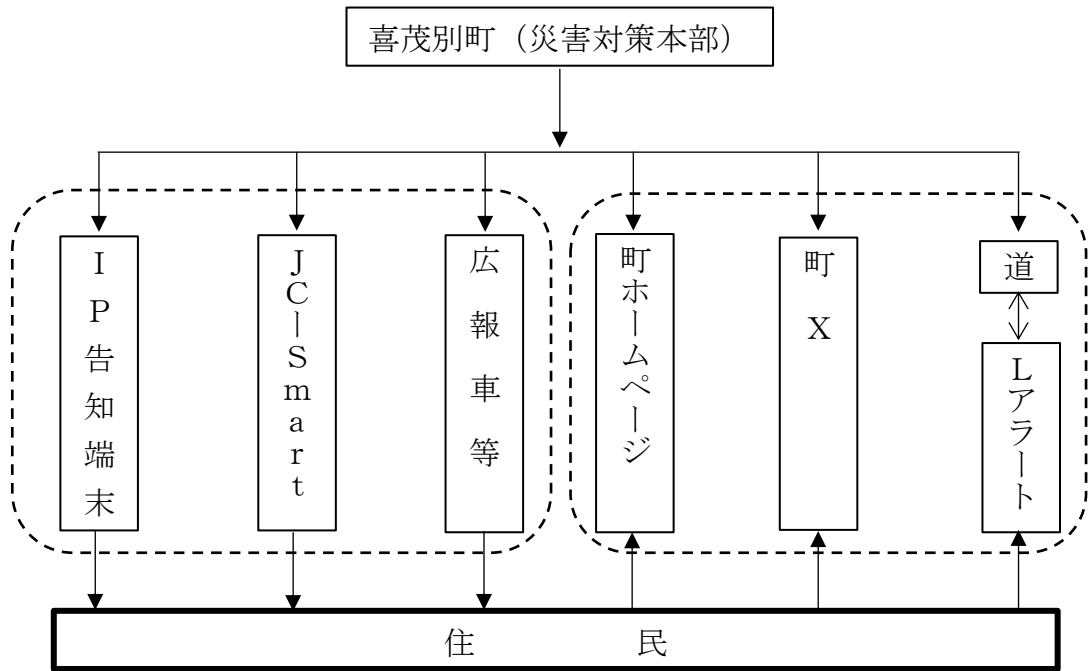
機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項
札幌管区気象台 気象防災部 地域防災推進課 【電話番号011-611-6149 (内線417)】	○気象、地象、水象に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室治水課 河川係 【電話番号0134-25-2482】 後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所 【電話番号0136-45-2136】	○道管理河川施設に関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室治水課 (土砂災害) 【電話番号0134-25-2494】	○土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ○土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ○北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ○保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部 危機対策室 【電話番号0136-23-1345】	○災害情報及び被害情報に関すること。 ○避難対策に関すること。

10 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達に係る担当部署及び伝達手段・伝達先は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善能力方法により行う。

区分	担当部署	伝達手段		伝達先
喜茂別町役場	まちづくり振興課	○北海道防災情報システムへの入力(災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	T V 放送	視聴者
			ラジオ放送	聴取者
			緊急速報メール(エリアメール)	管内に滞在する携帯電話保持者
		○I P 告知端末		I P 告知端末を設置している町民
		○J C－Smart		事前登録者
		○町ホームページ		P C ユーザー等
		○X		P C ユーザー等
		○広報車		住民等
		○電話又はF A X		指定避難所 施設管理者
		○電話又はF A X		後志総合振興局 危機対策室 0136-23-1345 札幌管区气象台 011-611-6149 倶知安警察署 喜茂別交番 0136-33-2002 羊蹄山ろく消防組合消防署 喜茂別支署 0136-33-2141
		○北海道総合行政情報ネットワーク		
	総務課	○電話又はF A X		各町内会・各地区会
	建設課	○電話又はF A X		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所 0136-45-2136
	保健福祉課	○電話又はF A X		福祉避難所 施設管理者
		○電話又はF A X		避難支援等関係者
	教育委員会	○電話又はF A X		学校等文教施設
羊蹄山ろく消防組合消防署 喜茂別支署		○喜茂別支署保有車両		住民等
		○電話又は電子メール		消防団

【住民への情報伝達フロー】



1 1 避難行動要支援者等の避難

町は、避難行動要支援者（警戒レベル3での避難が基本的には求められる避難に時間を要する又は独力では避難できない高齢者等に加え、外国人を含む。）が円滑に避難を行うことができるよう配慮するものとし、特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、避難計画を作成するに当たり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識させ、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを平時から周知する。

- (1) 町は、定期的な指導監査において、避難計画等への水害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の連絡先の確保状況等について確認する。確認に当たっては、普段から施設との関わりがあり、避難情報の伝達を担う元気応援課と避難情報の発令を担うまちづくり振興課が連携して実施する。
- (2) 在宅の避難行動要支援者の避難の実効性の確保

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者名簿を活用する。

また、支援に当たっては、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成に努め、誰がどのような手段で支援するのかといったことを明確にするとともに、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体で実現性のある支援体制を構築する。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得るとともに、地域における災害被害の想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い者から順次、確実に作成する。

- (3) 要配慮者利用施設等や避難行動要支援者への情報伝達

ア 要配慮者利用施設等への情報伝達

町は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、避難確保計画により、情報の仕組みと情報伝達体制を定めておくものとする。具体的には、避難情報の伝達であれば、実際に避難情報の発令を担うまちづくり振興課の情報を、土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取るまちづくり振興課の情報を基に、施設との関係が深い元気応援課の伝達体制を構築する。

イ 避難行動要支援者への情報伝達

町は、在宅の避難行動要支援者へ情報を伝達するため、それぞれの特性を考慮し、各町内会・各地区会、民生委員、消防団等と連携した避難支援等関係者による直接伝達及びIP告知端末を活用する等、確実に情報周知できる体制と環境の整備に努める。

1 2 不測事態対処

町は、想定外の自然災害により、避難する際に、各町内・各地区において指定された指定緊急避難場所及び指定避難所が使用不能に陥った場合は、躊躇することなく、あらゆる手段を用いて、使用可能な指定緊急避難場所及び指定避難所への変更を伝達する。

この際、避難所間の移動を安全かつ迅速に実施するため、協定締結した事業用自動車の配車を準備する。

【洪水編】

1 避難情報の発令対象とする洪水等

対象（立退き避難が必要な災害の事象）

- (1) 河川が氾濫した場合に、氾濫域が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- (2) 浸水深が深く、居間が浸水するおそれがある場合や地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

2 避難情報の発令対象区域

管内を流れる河川は、連続かつ大量の降雨により急激に水位が上昇する公算が大であり、避難情報の発令対象区域は、雨量や河川の状況、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて、地形や過去の浸水実績等による災害リスクをその都度、総合的に判断して設定する。

3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説速報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。（全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。）
	気象防災速報（記録的短時間大雨）	気象庁	レベル3大雨警報等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	気象防災速報（線状降水帯発生）	気象庁	線状降水帯が発生し、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっているときに発表される。
	気象防災速報（線状降水帯直前予測）	気象庁	今後3時間以内に、線状降水帯発生の可能性が高まった場合に、発表される。
	気象解説情報（線状降水帯半日前予測）	気象庁	線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される。

気象に関する警報等 〔注意報・警報・危険警報・特別警報・早期注意情報・時系列情報〕	警戒レベル相当情報		
	レベル 2 大雨注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル 2 大雨注意報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル 2 大雨注意報基準に実況または 1 時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル 3 大雨警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル 3 大雨警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル 3 大雨警報基準に実況または 1 時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル 4 大雨危険警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表（流域雨量指数がレベル 4 危険警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表（表面雨量指数がレベル 4 大雨危険警報基準に実況または 1 時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル 5 大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	レベル 2 氾濫注意報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル 2
	レベル 3 氾濫警報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

	レベル 4 氾濫危険警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
	レベル 5 氾濫特別警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
	その他		
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）

洪水等に関する情報	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
	指定河川 洪水予報	国・北海道	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		・北海道防災ポータル ・気象庁HP ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報）
	水位到達情報（河川）	国・北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10分 毎	・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）
	水位到達情報（下水道）	北海道・市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		・北海道防災ポータル

流域雨量 指数の6 時間先ま での予測 値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、大雨警報等の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10分毎	・気象 庁HP
洪水キキ クル	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	・気象 庁HP
浸水キキ クル	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらかず面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10分毎	・気象 庁HP
大雨キキ クル	気象庁	洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ね合わせ、危険度の高いものを優先表示させたもので、大雨に関する警報等が発表された場合に、どこで大雨による危険度が高まっているか把握することに活用できる。	10分毎	・気象 長HP

4 避難情報の発令・解除基準

洪水に対する避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令する。

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象地区 (浸水想定 区域図を基 本とする。)
【警戒 レベル 3】 高齢 者等 避難	レベル3 氾濫警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル3 高齢者等避難を発令することを基本とするが、災害発生までの時間が長いことから、推定・予測情報も有効に活用し発令を検討する。 ＜確認情報・計測情報＞ 1 指定河川洪水予報により尻別川の相川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 水位）である255.60mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 尻別川の相川水位観測所及び喜茂別川の知来別水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） (1) 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (2) 樋門等の施設の機能支障がある状況 ＜推定・予測情報＞ 3 指定河川洪水予報により、尻別川の相川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達する予測が発表されている場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) 4 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 5 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)	その時の雨量、河川等の状況により、その都度、総合的に判断して設定する。

【警戒 レベル 4】 避難 指示	レベル4 氾濫危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 〈確認情報・計測情報〉 1 指定河川洪水予報により尻別川の相川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）である256.47mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 尻別川の相川水位観測所及び喜茂別川の知来別水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5 として発表） (1) 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (2) 樋門等の施設の機能支障がある状況 3 尻別川の相川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）である256.47mに到達していないものの、尻別川の相川水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5 水位）である256.52mに到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 4 喜茂別川の知来別水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）である276.33mに到達していないものの、喜茂別川の知来別水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5 水位）である277.77mに到達することが予想される場合 （計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 5 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 6 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	
---	---	--

	7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準例6、7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を促したい場合は、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。 ＜確認情報＞ 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ＜計測情報＞ 2 尻別川の相川水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である256.52mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） 3 喜茂別川の知来別水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である277.77mに到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ＜推定・予測情報＞ 4 洪水予測による尻別川の相川水位観測所の水位予測及び喜茂別川の知来別水位観測所の水位予測で、氾濫発生水位（レベル5水位）を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合 5 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ※発令基準1～3河川管理者による氾濫等の通報対象であり、レベル5氾濫発生情報やレベル5氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報[洪水]）の発表基準となっている。 躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。	

	※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	
解 除	1 洪水予報河川・水位周知河川 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。 2 その他の河川等、水路・下水道等 当該河川の洪水キキクルで示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については浸水キキクルで示される危険度が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報を再発令としない。状況変化は追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
【警戒 レベル3】 高齢者等 避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対しとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒 レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒 レベル5】 緊急 安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、準備に照らし緊急を要すると認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険な場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

ア 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
イ こちらは、喜茂別町役場です。
ウ ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
エ ○○地区の浸水のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、福祉避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
オ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
カ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
キ 特に急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
ク 状況に応じ、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうちに

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

ア 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
イ こちらは、喜茂別町役場です。
ウ ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
エ ○○地区の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
オ 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

ア 河川氾濫が切迫している状況

(ア) 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5、警戒レベル5）

(イ) こちらは、喜茂別町役場です。

(ウ) ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

(エ) 避難場所等への立退き避難が危険な場所で危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

イ 河川氾濫を確認した状況

(ア) 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）

(イ) こちらは、喜茂別町役場です。

(ウ) ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生しているため、河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）

(エ) 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※ この呼びかけを行うにあたっては、次の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

①自宅・施設等に浸水しない居室があること。

②自宅・施設等が一定期間、浸水することにより生じる可能性が支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

（注）災害切迫時に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについて、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メール文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

喜茂別町：警戒レベル4 避難指示

〇〇／〇〇 〇〇：〇〇

地区：〇〇地区

指定避難所：喜茂別中学校

理由：〇〇川氾濫のおそれ

備考：〇〇地域の〇〇地区にお住まいの方は、速やかに指定避難所や安全な親戚・知人宅へ避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【土砂災害】

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

区分	種 類	事象等
対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難情報を発令
	火山噴火に伴う降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う土砂災害	がけ崩れ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

※ 土砂災害の危険度を示す「土砂災害警戒情報」は「がけ崩れ」「土石流」を対象としており、「地すべり」に伴う立退き指示については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき発令するため、本マニュアルでは対象外とする。

2 避難情報の発令対象区域

レベル4土砂災害危険警報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」（道が指定）

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒区域体制を特に整備すべき区域

【参考】土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(2) その他の場所

土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクルの危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。

（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく。）状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令する。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

(1) 土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム(<https://www.njwa.jp/Hokkaido-sabou/>)

ア レベル4土砂災害危険警報発表状況

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

イ 土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。

土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)、危険度判定図(スネーク曲線)、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の標示】更新間隔10分

黒(災害切迫)－実況が【レベル5土砂災害特別警報】基準に到達(警戒レベル5相当)

紫(危険)－実況又は2時間先までの予測値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達(警戒レベル4相当)

赤(警戒)－3時間先の予測値が【レベル4土砂災害危険警報】基準に到達(警戒レベル3相当)

黄(注意)－実況又は6時間先までの予測値が【レベル2土砂災害注意報】基準に到達(警戒レベル2相当)

ウ 降雨情報

降雨の状況を1kmメッシュで表示。

エ 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

(2) 土砂キキクル

気象庁ホームページ

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#wlements:land>)

1km四方の領域(メッシュ)毎に土砂災害の危険度を表示したもの。

避難に要する時間を確保するために最大6時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いている。

【土砂災害危険度の標示】更新間隔 10 分

- 黒(災害切迫)－実況が【レベル 5 土砂災害特別警報】基準に到達(警戒レベル 5 相当)
- 紫(危険)－実況又は 2 時間先までの予測値が【レベル 4 土砂災害危険警報】基準に到達(警戒レベル 4 相当)
- 赤(警戒)－3 時間先の予測値が【レベル 4 土砂災害危険警報】基準に到達(警戒レベル 3 相当)
- 黄(注意)－実況又は 6 時間先までの予測値が【レベル 2 土砂災害注意報】基準に到達(警戒レベル 2 相当)

気象に関する警報（注意報・警報・危険警報・特別警報）・早期注意 情報・時系列情報	項 目	提供元	説 明
	警戒レベル相当情報		
	レベル 2 土砂災害注意報	気象庁	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるときに発表（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は6時間先までの予測値がレベル 2 土砂災害注意報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）される。
	レベル 3 土砂災害警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの3時間先の予測値がレベル 4 土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある。））
	レベル 4 土砂災害危険警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれ大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は2時間先までの予測値がレベル 4 土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）
	レベル 5 土砂災害特別警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれ著しく大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせがレベル 5 土砂災害特別警報の基準値に実況で到達したメッシュがある程度の広がりをもって出現し、さらに激しい雨が降り続く予想であるときに発表される。）
	その他		

	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）

	項目	提供元	説明	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害の危険度分布	気象庁・北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。	・気象庁HP ・北海道土砂災害警戒情報システム

(3) 土砂災害の前兆現象

区 分		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・ 斜面・ がけ	○溪流付近の斜面が崩れだす。 ○落石が生じる。	○がけに割れ目が見える。 ○がけから小石がパラパラと落ちる。 ○斜面がはらみだす。	○地面にひび割れができる。 ○地面の一部が落ち込んだり、盛り上がりたりする。
	水	○川の水が異常に濁る。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ○土砂の流出	○表面流が生じる。 ○がけから水が噴出する。 ○湧水が濁りだす。	○沢や井戸の水が濁る。 ○斜面から水が噴き出す。 ○池や沼の水かさが急減する。
	樹木	○濁水に流木が混じりだす。	○樹木が傾く。	○樹木が傾く。
	その他	○溪流内の火花		○家や擁壁に亀裂が入る。 ○擁壁や電柱が傾く。
聴 覚		○地鳴りがする。 ○山鳴りがする。 ○転石のぶつかり合う音	○樹木の根が切れる音がする。 ○樹木の揺れる音がする。 ○地鳴りがする。	○樹木の根が切れる音がする。
嗅 覚		○腐った土の臭いがする。		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

また、前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとるべきである。

5 避難情報の発令・解除基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	- レベル3土砂災害警報(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） - 土砂災害の前兆現象土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

【警戒レベル4】 避難指示	1 レベル4 土砂災害危険警報(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4 相当以上の発表)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上(警戒レベル4 相当以上の発表)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※ 夜間から明け方であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。	土砂災害の危険度分布において「危険(紫)」(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)
--------------------------	---	--

【警戒レベル5】 緊急 安全確保	(災害が切迫) レベル5 土砂災害特別警報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) 土砂災害が発生した場合	土砂災害の危険度分布において「災害切迫(黒)」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。)
解 除	避難情報の避難の解除基準はレベル4 土砂災害危険警報【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺傾斜等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。	

- (注) 1 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関との間で相互に情報交換する。
- 2 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- 3 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- 4 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方までの明るい時間帯に警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

6 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
【警戒 レベル3】 高齢者等 避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒 レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員退避 ・ 危険な場所から全員退避（立退き避難）する。

【警戒 レベル5】 緊急 安全確保	災害対策基本法第60条 第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
--------------------------------------	--	---

7 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

ア 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
イ こちらは、喜茂別町役場です。
ウ 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
エ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
オ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
カ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。
キ 状況に応じて、①暗くならないうちに②風が強くならないうちに③雨が強くならないうちに

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

ア 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
イ こちらは、喜茂別町役場です。
ウ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
エ 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※

※ 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

ア 土砂災害発生が切迫している状況

- (ア) 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- (イ) こちらは、喜茂別町役場です。
- (ウ) 喜茂別町にレベル5土砂災害特別警報が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- (エ) 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

イ 土砂災害発生を確認した状況

- (ア) 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
- (イ) こちらは、喜茂別町役場です。
- (ウ) 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- (エ) 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（留意事項）

避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。

避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達することも考えられる。

(4) 緊急速報メールの文例(避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合)

喜茂別町：警戒レベル4 避難指示

〇〇／〇〇 〇〇：〇〇

地区：△△地区

指定避難所：喜茂別中学校

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：〇〇地区の土砂災害警戒区域に滞在中の方は、速やかに避難してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。